

『千五百番歌合』顕昭判における証歌引用の方針

山崎直六
古児

はじめに

本稿は、『千五百番歌合』を中心に、判詞中みられる顕昭の先行表現攝取に関する指摘について先に行つた検討の続考である。これまでの論では、攝取を指摘された先行表現の種別を次にあげるような「A本歌」「B類歌」「C証歌」と分類した上で、主に「A本歌」の例を取り上げ、攝取の方法及び範囲に対する顕昭の認識について考察を加えた。^[1]

A本歌 詠作主体が意識して攝取していると判者が認めたもの。

やや断定的でないもの(A)も含む。…… 156 (25例)

B類歌 詠作主体の意識に関わらず、判者が類想であると認めたもの。…… 20 例

C証歌 詠作主体の意識に関わらず、判者の主張の根拠としてあげたもの。…… 72 例

方法や範囲といった攝取に際しての具体的な指摘を検討してきた

が、顕昭の先行表現に対する姿勢——さらに言えば、詠作に当たり、先行表現などのような緊張関係を保つていくかについての基本的認識を考察するためには、これまで取り上げた例に加えて、「C証歌」を分類した例をも検討する必要があると思われる。

従来、顕昭判詞が実証的、あるいは歌学的知識に基づくとされたのは、「C証歌」の例において、顕昭が自己的主張のために多様な先行表現を豊富に引用する点を捉えてのことであつたと思われる。「C証歌」の例はこうした評価の根拠とされるに留まっていたが、これら「証歌」引用の検討により、顕昭の姿勢を考察することが可能になると考へる。

そこで本稿では、これまでみてきた攝取の方法及び範囲に対する認識をも考慮に入れつつ、『千五百番歌合』における顕昭の証歌引用の方針、すなわち先行表現を「証歌」として豊富に引用しつつ、顕昭が判詞中で行つた主張とは何だったのかを探つてみたい。

一 証歌引用による主張

先に示したように、「C証歌」とした例は、72例みられる。これらを検討し、顕昭の主張を整理したものを次に掲げる。批評対象の一首に対する判詞において、複数の先行表現が指摘されることがあるので、用例の番数は全72例よりも少なくなっている。

多くが歌の評価に関わって、先行表現との関係を問題とした主張であるが、中には先行の歌合判詞を利用して評価を述べる方法をと

つているものもある。また、歌の評価に関わらない指摘もみられるので、これらを末尾に加えている。

二 先行例が存する語を詠むべき

・先行例が存する語を詠むべき——
1208 右
1217 右
1251 左

・撮取した先行例に一致する語を詠むべき—

・先行例に一致する用法で詠むべき—
1217 右
1241 左
1241 右
1252 右
1257 左
1257 左
1276 左
1277

22	1320
右	
231	1330
左	
266	1334
左	
313	1338
左	
315	1348
左	
	1350
	右

・詞のよせのある語を詠むべき—
先行例に一到する予想を詠むべき—

・歌病に抵触しないように詠るべき――	1215	右
	1223	右
	1234	左
	1337	右
元子利に貢以 <small>ノニ</small> 二見是木よくさきよな――	225	右
	239	左
	309	左
	327	左

・先行例に类似した表現は該当しません

歌の評価に関わらない指摘	—	
1223	右	先行の選ば半詩を利用して評価を述べる方法
1264	左	
1279	右	
1288	左	1288 右
1293	左	1293 左
1298	左	1298 左

摂取の範囲に対する認識についての論で示したように、摂取の対

による分類を行うと、「〇証歌」とした例においては詞(特定の語

）のみの攝取についてのものが圧倒的に多くみられる。今回の検討でも心（発想・趣向）の攝取について述べたものは「先行例に一致

る発想を詠るべき」という主張のみであって、顕昭の詞に対する

目が顕著であることを示すものと言えよう。以下、それぞれの主について検討していく。

詞の出自の確かさを問題とする主張である。典拠となる先行例が存するならば良いというもので、特に否定的に評することはない。

①千二百十七番 右負

丹後

2433
わりなしや露のよすがを尋きてものおもふ袖にやどる月かけ

…右題「露のよすか」と侍 源田のこと葉には、あさだらぬよすがにかけて「などいへる」と葉は侍にや。歌もや侍らん。万葉には、「しがの山いたくなきりそあらおらがよすかのやまとみつゝしのばん」と侍。ひこひめが和歌の式には、「あひみるめなきこのしまにふけよりてあまそでみちぬようが浪なり」。是等にていかななる詞とは心えられ侍なん。此歌のこゝろもたがひ侍らす。² …

季能卿

左歌は、「くさかけのあらぬのさきのかさしまをみつゝや君
おきつ浪あらぬの波のいはにあふる船にもはたる船のうへかな

が山路「やらん」とよめる歌、万葉に侍は、「あらゐのいそ」

も待らん。磯と崎とはかよはしてゐることあるし
まが崎」とも、「としまがいそ」ともよめり。…

これらの例をみると、『源氏物語』や『萬葉集』に典拠が存する

ことをもって語の出自の確かさを保証している。先の指取の範囲に対する認識についての論でも述べたが、歌に詠るべき語として認め

る姿勢が窺われる。

千二百八番右歌についての判詞では、「いはれ野」という語は「古歌」(和漢朗詠集・秋興・丹比国人)にみられるが、「萬葉集」に採られたものと歌句が異なるので、典拠にやや疑問があるとする。但し、『後拾遺集』秋上・305・素意(判詞では「良運」の作とする)に例がみえる」とから、「ふるくもよみて侍にこそ」として許容している。

三 摂取した先行例に一致する語を詠むべき

先行表現を攝取したことを指摘した場合、前節でみた例のように単に先行例が存すればよいというのではなく、その攝取した先行例にみえる語を詠むべきであるという主張である。

③ 千二百九番 右 負 寂蓮

おもふことわえのうらはのうき木だによりあふ未はありと、うきけ
右歌は、万葉に、「秋かぜのちえのうらはのこつみなる心は
よりぬ後は知ねど」と侍歌の心か。此歌には「うき木」と侍り。
万葉には「木積」と侍り。「こつみ」とは、波にうかべる木のえ
だなんどのしほにひかれて浦々にながれよるを申にこそ。万
葉には又よめる。「ほりえより朝塩みちによるこつみかひに
ありせばつとにせましを」。されば、「こつみ」とよまずして
「うき木」とよまれむは本歌にやたがふべき。又法花経には、
「一眼の亀のうき木のあなにあへるが」とし」ととけり。うみ
のかめいるばかりのあなあらば、うき木もちいきからじ。又

「うき木」という語も典拠を持つものではあるが、当該歌が摄取している萬葉歌には「こつみ」とあるので、「本歌」と異なる語を摄取する積極的な理由が見当たらないとして否定的に評している。

④ 千二百七十六番 恋三 左 持 女房

はまひさし久もみぬ君なれやあふよをなみの波まなければ
左歌は、万葉に、「なみまよりみゆることじまの浜ひさぎひさ
しくなりぬ君にあはずして」と侍歌につかば、「浜ひさぎ」と
よみ侍べきを、伊勢物語、もしは雑芸集などに、あるひは
「はまひさし」とかける本の侍につきて、「はまひさし」ともよ
むことの侍るに、ひととに万葉を本として、「みゆることじま
のはまひさぎ」とよみつけ侍らんときは左右に及侍らず。
たゞ、「浜ひさし久」とばかりつけられん時は、「はまひさ
し」、くるしみ侍まじ。「ひさぎ」とても「ひさし」とても心に
まかせ侍べし。

『萬葉集』にみられる「はまひさぎ」の形と、あるいは『伊勢物語』や『雜芸集』(未詳)にみられる「はまひさし」の形とではどちらがよいかという議論である。最終的には、次節で述べる語の用法に

も関わってくるが、それぞれ摸取した先行例に一致すればよいのであつてどちらでも構わないという判断を下している。

⑤ 千二百六十二番 右 勝

通具朝臣

2481 ⑥ 千二百四十一番 左 持

立帰れまつほどのひるまだになくく袖をしほりつる哉

右

忠良卿 有家朝臣

いまこんどわぎりし」とは夢ながらみしよこゝたる有明の空

…右歌、「いまこんどいひしばかりに」と申歌にとりかゝるべく
は、おなじくは「有明の月」とちめられ侍なん。「そら」もひが
いとならねど、ふたひだといひばのことに侍り。かやうのことは、
人のこのみへに侍れど、ふるきやうを申侍るなり。…

同様の指摘は、千二百九十二番右歌、千二百九十三番右歌、千三
百三十一番右歌、千三百三十六番左歌の判詞をみると、許容する条件
も存するようだが、「ひが」とならねど、ふるきやうにはたがひて
や」(千二百九十二番右歌)と述べて、否定的評価の強い根拠とはし
ないまでも、理想的ではない旨を主張している。

四 先行例に一致する用法で詠むべき

① 千二百十七番右歌判詞に「此歌のこゝろもたがひ侍らず」とある
ものや、④千二百七十六番左歌判詞の「はまひさき」はまひさし」の
例でもみられたように、語の用法を問題とする主張である。先行例
が存する語であつても、その用法が先行例と異なつてゐる場合、も
しくはふさわしい用法ではない場合には否定的に評価している。特
に、掛詞の用法についての指摘に多くみられるようである。

用法が先行例と異なると評する右歌に関しては、千三百三十番左
・隆信歌「恋をのみしげが門田」のひたぶるにとたぶるまで秋はて
ねとや」についても、「左歌、「恋をのみしげが門田」とつけられた
るは、「こひをすま」などよみ侍やう、「こひをしひ」とよまれ侍歟。
近比は、さる歌時くみえ侍れど、昔はみえ侍らぬにや。ひとへに
ひが」と申には侍らす。ふるきうたをかんがへられ侍らんために
おどろかし申ばかり也」と述べる。

また、ふさわしい用法ではないと評する左歌に關しては、千二百五十二番右・家長歌「さよ衣かさぬる」とのなきてのみ涙に袖の朽やはてなん」などいても、「腰の句の「なきてのみ」と侍、上句の「とはによらば「無」といふ心、下の「涙」によらば「ねをなく」とよめり。されど、ふるき物語などに侍はとかく申がたし。歌合は物がたりの歌にはにるべくも侍らねば、「なきてのみ」の詞いかゞときこえ侍れば、左勝と申べきか」と述べる。

この他にも、千二百五十七番左歌「つれなさはなをかはらでや山しひの…」(止む・山科)に対しても「いはれぬつづきにや」とし、千二百七十七番右歌「うらかぜやこよひもまつに深にけり…」(更ける吹く)に対しても否定的に評している。但し、「ふるく」はなくとも「ちか比」の歌に用例が存したり、『源氏物語』などの確かな典拠に用例がみられたりする場合には、強く主張するわけではない。

掛詞の用法以外にも、次のような例がみられる。

⑦千三百四十八番 左 負

良平

わすらるゝ身をしる雨のゆゑとやうかりしまゝに袖の朽ぬる

左歌、「藤原敏行が業平がもとに侍ける女のもとへ文つかはし

けることばに、雨のふりけるをなんみわづらひ侍といへりければ、かの女にかはりてなりひらがよめる、「かずく／＼おもひおもはずとひがたみ身をしる雨は降ぞまされる」、又源氏物語に、「さみだれのふりやまぬにつけて、「つれぐと身をしる雨のをやまねば袖をへいといみかさまりて」、後拾遺

2530

あひみても後づらからんうき名をばとめぬ命にかへんとぞおもふ

季能卿

五 先行例に一致する発想を詠むべき

先にも述べたが、「証歌」を引用しつつ行う主張においては唯一心(発想)を問題としたものである。先行例において一般的に詠まれている発想と異なる場合には否定的に評価している。

⑧千二百六十六番 左 負

にも、「雨のふりける田、和泉式部、「みし人にわすられてふる袖にこそ身を知雨はいつもをやまね」、堀河院百首の春雨に俊輔朝臣、「つづく」とおもへばかなしがずならぬ身をしる雨はをやみだにせよ」。しかるに「ちかころの人べ、なみだをひとへに「身をしる雨」とよめり。「身をしる」詞は涙にもかよひぬべし。されど、「ま」との雨によせてのみよみ侍り。…当該歌もそうだが、「ちかころの人べ」が単に涙の意で「身をしる雨」と詠む用法を否定的に評している。証歌として引用する『古今集』『源氏物語』『後拾遺集』『堀河百首』の例でも涙の意を含むが、これらは実際の雨によせて涙を詠んでいるのであって、単独で涙の意を表すことは先行例にはみられないという批判である。

この他、千三百二十番右歌、千三百三十八番左歌では、当該歌に詠まれた状況が先行例と異なる点を指摘している。また千三百五十七番右歌では、「古き枕」という語が先行例では「ふるきをおもふこと」として用いられているので、恋の題にはふさわしくないとする。

左歌は、「ねには、「逢に命をかへ」と」そよみならはして侍

れ。「命やはなにぞは露のあた物をあふにしかへばおしから

なくに、「人しぬず達をまつまに」ひしなば何にかへたる命

とかいはん」、かやうによめるに、左歌は、「いのちにかへ

ん」ともいはれずして、あはねなはかし「き」とてあるを、

後つらからんうき名のとまらん事を命にかへんとおもはれん

はいかゞせん。「とめぬ命にかへん」とよまれたことばのひ

づきの心えられぬ、いかが。

一般的には、恋しい人の達瀬を命と引き換えるにしてもよいと詠
むのであって、浮き名が立たないことを命と引き換えるにして願うと
いうのは先行例と異なると指摘している。

この他に、千二百二十二番右歌、千二百三十一番右歌においても、

当該歌の発想が先行例と異なることを否定的に評価している。但し、

これらは単に先行例と異なること自体がいけないというのではなく、
恋の嘆きの切実さが伝わらないため、結果的に先行例よりも劣つて
いる点を問題としていると思われる。

また、千三百十三番右歌、千三百十五番左歌に対しても、逆に先行
例に適った発想を詠んでいる点を「とほりあり」「いみじ」と肯定
的に評価している。

六 詞のよせのある語を詠むべき

詞のよせのある語、すなわち一首の中で相互に関連する詞、縁の

ある詞を合わせて詠むべきであるという主張である。

◎千二百廿一番 右負

家隆朝臣

2441 をのづからたのむ夢路はむなしくていつかうつゝの恋はさむべき

右歌、ゆめちなどよみては よせある詞やいさゝかも侍べき。

さればふるくも 「夢ちにはあしもやすめすかよへどもうつ
ゝに人めみし」とはあらず」、又、「夢路にも露やをくらんよ
もすがらかよへる袖のひちてかわかぬ」などいそ

(A) よまれたれ。左勝歟。(宮内戸書陵部本)

(B) よみて侍れ。「されど又、さもなくて「夢ち」とよめる

」とも侍れ」ば、あながちのとがにもあらず。さりな

がらも左歌めづらしければ、可勝歟。(高松宮本)

() 内は、桂宮本によって補入)

但し、再判本系統の高松宮本・桂宮本にみられるように、詞のよ
せが無い例も多いため、この点が大きな難点にはならない。千二百
十番左歌、千二百五十二番左歌でも、詞のよせが必要とはいうもの
の、よせが無い場合であっても「古くはさのみ」を侍れ」として先
行例を挙げるなど、許容しているようである。

七 病病に抵触しないように詠むべき

これは早くから歌合判詞では常套的な批評となつてゐるものであ
る。早い時期には比較的厳しく取り上げていたこともあるようだが、
この時期には実質的にさほど重視されてはいないと思われる。顯昭

も、理想的には歌病に抵触すべきでないと主張するものの、前節の詞のよせについてと同様に、先行例が存することから、大きな難点としているわけではない。

⑩千二百十五番 右勝

通光卿

古はしちのはしがきもゝ夜ともたのむればこそそれにつけても

右歌は、「しちのはしがきもゝよ」などよまれたるは、昔よりよみ来れることなればはじめて申べからず。天徳四年内裏の

歌合にて、平兼盛が歌に、「ひとへづゝやへ山吹はひらけなむほどべて句ふ花とたのまん」と侍をば、判云、「やへ山吹のひとへづゝひらけばひとへ山吹にこそ。本意なくやあらむ。又上

句はての文字、下句におなし文字あり」とて負侍に、同歌合にて、少式命婦歌に、「あしひきの山がくれなる桜花ちりのこれりと風にしらすな」と侍歌をばいとをかしくて、「さてもありなん」とて勝侍ぬ。されば、同病なれどかちまけは歌のよしあし、若は難のありなしによるかと心えられ侍ば、右歌可勝侍。

⑪千二百卅四番 左負

公繼卿

いかで我しのびになるゝうつりがのたえぬ句を袖にかさねん

左歌、上句の「うつりが」と下句の「にほひ」とは、同心病にて侍に、六条右大臣家歌合にて、「わがやどのはな橘の句ひにはひとりぬるよもうつりがぞする」と侍歌、かちて侍とて、病あれど勝よしの証歌にいだして侍れども、くはしくそのよしをしるさねばおぼつかなし。此歌は病ありとも、つかひの歌

むげにわろくやはべりけん。判者の心はかりがたし。

⑩千二百十五番右歌は声韻病、⑪千二百卅四番左歌は同心病であるが、ともに先行の歌合判詞を引用して、否定的評価とする反証をしている。また、千二百五十四左歌 千二百五十五右歌においても、証歌の引用はみられないものの、歌病の指摘がある。

八 先行例に類似した表現は詠むべきでない

摂取の範囲についての論において取り上げた、『千載集』入集歌など比較的近い時期に詠まれた歌の表現との類似を戒める指摘とほぼ重なるものである。

⑫千二百廿五番 左負

隆信朝臣

石河やせみのをがのながれにもあふ瀬ありやとみそきをぞする

左歌は、左大臣家の百首の歌合にて、祈恋に、「いしかはやせみのをがはにいぐしたてねぎしつ瀬は神にまかせつ」とよめる歌侍りき。その作者達さためておぼえられ侍らん。但、長承のころほひ、顯輔卿歌合にて、「こひわびておつるなみだのたまならばちはこのかすもつきやしなまし」、藤雅親が歌なり。そのち保延のころ、家成卿歌合にて、「君こよるなみだの玉をぬきをきててもくるまにもつみてみせばや」、藤宗国歌なり。基俊判云、さきの歌合に、「なみだの玉ちは」との歌あり。今の歌合にて、「涙の玉もゝ車」の歌あり。わすれて詠するにても、こひねがひてよめるにても、千箱百車、これ同事也。古歌一度

よむは歌合にゆるさぬこと也。遼東のゐにたとふべし」といへり。然者、此左歌すでにこのとがををかせり。

『六百番歌合』恋二・祈恋⁶⁶⁷の自詠に詠んだ表現であるために、類似の指摘がややほかした形でなされているのである。この他の例では、かなり厳しく非難して、否定的評価を加えている。

九 先行の歌合判詞を利用して評価を述べる方法

これまでには、批評対象の歌と先行表現との関係についての、歌の評価に関わる顕昭の主張が窺える例をみてきた。証歌を引用しつつ行うその主張には、先行例を重視する姿勢が反映されていたが、こ

こではそうした評価を判詞中に示す方法について考えてみたい。

これまで取り上げた例にもみられたが、顕昭判詞には先行の歌合判詞を引用することによって、当該歌の評価を示すという方法が用いられている例が存する。これも、先行の歌合に同様の議論が存した場合、評価の先例を参考にするということがしばしば行われたようだ。歌合判詞においてはよく用いられる常套的手段ではあるが、顕昭判詞の場合には多少事情が異なるように思われる。

例えば、⑩千二百十五番右歌判詞では天徳四年(九六〇)『内裏歌合』の実頼判を引用しているが、声韻病の代表例として平兼盛と少弐命婦の歌を挙げ、歌によって評価が変わると述べるのは『俊頼脳脳』に始まるようである。以降、『和歌童蒙抄』、『奥義抄』、『袋草紙』、仁安二年(一一六七)『太皇太后宮亮経盛歌合』(清輔

判)にみられ、当該の建仁二年(一一〇一)『千五百番歌合』冬二・九百三番(季経判)や、『八雲御抄』にも同様の指摘がみられるが、顕昭判詞と記述が最も近いのは『俊頼脳脳』である。先行の歌学書の記述を意識しながら、判詞の引用を行っているものと思われる。

また、前節でみた⑫千二百廿五番左歌判詞や、千三百九番左歌判詞、千三百二十七番左歌判詞では、先行の歌合判詞に評価をすべて語らせて、改めて当該歌に対し具体的に言及することなく最終的な評価を下すという方法をとっている。こうした点から、従来の判詞とやや異なった手法だと思われるるのである。

十 歌の評価に関わらない指摘

前節に続き、もう一点顕昭判詞の特徴的な側面について述べる。

歌合判詞においては、当該の番において左右歌の優劣を判定するために記述が行われるのが一般的であろうと思われる。顕昭判詞においても、これまでみてきたようにこの目的のために様々な検討がなされているわけだが、時にこうした歌の評価に関わりない指摘が行われる場合がある。

例えば、千二百八十八番左歌の「わすれ草」「しのぶ草」や、千二百九十三番左歌の「しきのはねかき」「しちのはしがき」といった、早くよりいわゆる難義として歌学書等で議論の対象となってきた語に対し、自説を述べるもののがこれに当たる。

また、千二百七十九番右歌の「ささがに」という語が「日本紀」の衣

通姫の歌にあり、さらにその注に蜘蛛の別名という記述があると指摘した後に、「又申様も侍れど、此うたにつきてはよしなくや」として、こうした指摘が当該歌の評価に直接関わらないことを自覚している発言もみられる。

このような点こそが、冒頭で述べた実証的、あるいは歌学的知識に基づくとされてきた従来の評価にも関わると思われるが、こうした本来の批評という當為からやや逸脱し、注釈と言えるような當為へと踏み出すところに、顕昭判詞の特徴を見出しが可能である。

おわりに

以上、「C証歌」に分類した例を取り上げて、先行表現を「証歌」として豊富に引用しつつ、顕昭が判詞中で行った主張を考察してきた。先行例が存する語を詠むべきという主張が基本になっているものの、批評対象の歌が先行表現を攝取していることが明らかに認められる場合には、単に先行例が存するだけではなく、その攝取した先行例にみえる語を詠むべきであるとする。また、用法や発想についても先行例に一致するものを詠むべきだとしており、「ふるきやう」といった先行表現を重視する姿勢の強いことを窺わせる。但し、詞のよせや歌病についての指摘では、実際に例が存すれば強く主張する」とはない。単に旧来の伝統的・保守的な考えに固執するのではなく、あくまでも実例を尊重する立場をとっている。

また、こうした「証歌」を引用する例の検討を通して、顕昭判詞の

特徴的側面も明らかになってきた。先行の歌合判詞によつて評価を代弁させたり、注釈的要素の高い記述を行つたりと、批評という當為に留まらない内容を含み込んでいる点が認められるのである。

今後は、このような先行表現に対する顕昭の対峙の有り様を考慮に入れて、顕昭判詞の検討を進め、先行表現攝取の効果に対する認識を明らかにする」とへつなげていきたい。

〔注〕

(1) 拙稿「顕昭判詞による先行表現攝取の方法に対する認識――

『五千五百番歌合』を中心にして――」(『国文学叢』166 平成12・6)。

「顕昭判詞による先行表現攝取の範囲に対する認識――『五千五百番歌合』を中心にして――」(『古代中世国文学』15 平成12・7)。

(2) 本歌合の本文は、宮内庁書陵部本を底本とした、有吉保氏『五千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房 昭和43)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮家本に拠つて訂している。また、句読点等私に表記を改めた箇所もある。なお、判詞中に引用された和歌の歌番号等は、『新編国歌大観』に拠つている。

——やまとぎ・まさかつ、広島大学文学部国文研究室勤務——